

鹿児島市立病院一般廃棄物等収集運搬業務委託契約に関する仕様書

1 業務名

鹿児島市立病院一般廃棄物等収集運搬業務

2 ごみ集積所

鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院の敷地内

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

- (1) 発注者敷地内のごみ集積所から一般廃棄物を収集し、鹿児島市の指定する清掃工場へ搬入するもの。なお、ここでいう一般廃棄物とは、事業系一般廃棄物（食品残渣含む）の可燃物である。感染性一般廃棄物は含まない。
- (2) 発注者敷地内の集積所から古紙類・ダンボール等を収集し、古紙問屋へ搬入するもの。
- (3) 発注者敷地内の集積所からペットボトル等を収集し、鹿児島市リサイクルプラザへ搬入するもの。

5 法令の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令並びに鹿児島市の条例、規則等に従い、業務を適正に処理すること。

6 ごみ集積所の清潔の確保

一般廃棄物の搬出作業においては、清潔の確保に協力し、常に清掃用具を持参し、作業終了後は飛散したごみを清掃するものとする。

7 業務の実施日

- (1) 日曜日及び発注者の認めた日を除く毎日（祝日等は業務を実施すること）
- (2) 年末年始の連休については、発注者受注者協議の上、発注者の指定する日を休みとする

8 業務の実施時間等

- (1) 一般廃棄物、古紙類、ダンボール等を分別し、1日に2回以上実施するものとする。
- (2) 収集時間は原則、午前中に1回午前9時30分までの間に搬出し、午後に1回午後3

